

# 平成19年第20回教育委員会記録

平成19年12月12日（水）

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

**日 時** 平成19年12月12日(水) 午後2時02分～午後3時41分

**場 所** 教育委員会室

**出席委員** 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 教育長 井出 隆安

**欠席委員** 委員 安本 ゆみ

**出席説明員** 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 小澄 龍太郎  
庶務課長 井口 順司 教育人事企画長 種村 明頼  
教育改革推進課長 中村 一郎 学校適正配置担当課長 徳嵩 淳一  
学務課長 渡辺 幸一 社会教育課長 森田 師郎  
郷土博物館長 菱山 栄二 済美教育センター所長 根本 信司  
済美教育センター統括指導主事 坂田 篤 中央図書館長 和田 義広

**事務局職員** 法規担当係長 佐野 太一 担当書記 佐藤 守

**傍聴者数** 10名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- 議案第133号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第134号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第135号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第136号 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程
- 議案第137号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程

**(報告事項)**

- (1) 和田中地域本部による私塾との連携について
- (2) 平成20年度民間人校長の登用について
- (3) 学校適正配置について
- (4) 平成20年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (5) 「杉並区中学校対抗駅伝大会2007」の実施結果について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (7) 平成19年度全国学力・学習状況調査結果

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第133号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第134号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第135号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第137号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第136号 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程・・・・・・・・・・ 6

### 報告事項

(1) 和田中地域本部による私塾との連携について・・・・・・・・・・ 7

(2) 平成20年度民間人校長の登用について・・・・・・・・・・ 16

(3) 学校適正配置について・・・・・・・・・・ 19

(4) 平成20年度学校給食調理業務委託新規実施校について・・・・・・・・ 24

(5) 「杉並区中学校対抗駅伝大会2007」の実施結果について・・・・・・・・ 25

(6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧について・・・・・・・・ 26

(7) 平成19年度全国学力・学習状況調査結果・・・・・・・・・・ 27

**委員長** ただいまから、第20回教育委員会の定例会を開催いたします。

本日、安本委員はご都合によりまして欠席ということでございます。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が5件、報告が7件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。最初に、「学校教育法」の改正、「杉並区学校設置条例」の改正に伴う所要の規定整備ということで、日程第1、議案第133号「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第134号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第135号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第137号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」を一括上程いたしまして審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、私から、ただいまの4つの議案につきましてご説明をいたします。

いずれの議案も「学校教育法」の改正及びそれに伴います「杉並区立学校設置条例」の改正を受け、規定整備等を行うものでございます。

それでは、順にご説明をいたします。

まず、議案第133号でございますが、新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

「杉並区立学校教科書用図書の採択に関する規則」、本規則では、学校教育法改正前の同法107条に定める特別支援学校等で使用する教科書の採択に当たりまして、教科書の名称を107条教科書とし、同教科書の採択に当たって107条教科書調査委員会を設置しておりました。

同法の改正により第107条が附則第9条となることから、その名称等を特別支援教育教科書調査委員会とするものでございます。

また、保護者を定義している条番号、特別支援学級に関する条番号などの変更、その他の規定整備を行っております。

次に、議案第134号、「名誉所長等の呼称に関する規則」の改正でございます。あわせてこちらも新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

名誉所長等を称することができる教育機関を定める別表の教育機関名を幼稚園から順番に規定替えをするものでございます。

続きまして、議案第135号、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」の改正でございます。

こちらの方も新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、本規則が引用している校長及び教頭の職務等に関する学校教育法の条番号の変更、その他必要な規定の整備を行うものでございます。

最後に、議案第137号、「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましても、学校教育法の改正に伴いまして、区立学校設置条例に規定する学校種の順序を幼稚園から規定する改正を行いました。

本規程は、学校設置条例を引用しておりますので、同様に幼稚園から順に規定するものでございます。

最後に、施行日についてですが、本日改正法の施行期日を定める政令が制定され、改正法が平成19年12月26日に施行されることになりました。そのため、12月26日に交付または令達することといたします。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** わかりました。いつもですと一件ずつ質疑応答を行いまして、議決を行っておりますが、本日は案件も多いですし、ただいま一括上程いたしました議案について、議案番号を最初に言うていただいてからご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

では、異議がないようですので、そのようにお願いいたします。

では何か、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

**宮坂委員** 今ちょっと気がついたんですが、議案135号ですね、新旧対照表を見ますと、新のほうですが、6条の2など、「2人以上の教頭がいる学校の校長は」となっているんですが、教頭という言葉、まだ使っているんですか。副校長でなくていいんですか、これは。

**教育長** 学校教育法上は教頭で、東京都の場合には、その教頭を副校長と称するという形になっております。

**庶務課長** この新旧対照表では、略となっている部分で、教頭を副校長と称するという規定を設けております。

**宮坂委員** ああ、そうですか。単純に言えば、どちらでもいいということですか。

**庶務課長** 副校長と称するという形になっています。

**宮坂委員** わかりました。

**委員長** ほかにございませんでしょうか。

法律の改正に伴うもので、異議はないと思うんですが、よろしゅうございますでしょうか。

では、一括上程して審議いたしました議案の第133号から第135号、議案第137号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第133号から第135号、議案第137号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第4、議案第136号「杉並区教育職員懲戒分限審査委員会規程」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いします。

**庶務課長** それでは、私からご説明をいたします。

本規程は、杉並区教育職員の服務事故に対する処分の実施に当たりまして、その適正を期するため、懲戒分限審査委員会を設置する必要があることから定めるものでございます。

概要ですが、区費負担の学校教育職員及び幼稚園教育職員の服務事故が発生した場合、教育長がこの規程に基づき設置する審査委員会に対し、懲戒処分及び分限処分について諮問し、答申を受けるため、審査委員会の掌理事項、構成及び審査委員会の運営等に関する必要な事項を定めてございます。

なお、教育長が答申を受けまして、処分が適当ということであれば、教育委員会にお諮りし、決定することとなります。

それでは、第1条からご説明いたします。

第1条は、審査委員会の設置及び目的を定めたものでございます。

第2条は、職員の定義の規定でございます。

対象となる職員の範囲は、区費の学校教育職員と幼稚園教育職員でございます。

第3条は、審査委員会の掌理事項を定めてございます。

審査委員会は、教育長から諮問を受け、懲戒処分及び分限処分の実施について審査し、その結果を教育長に答申することとしてございます。

第4条は、審査委員会の構成として、委員長を教育委員会事務局次長とするほか3名の委員を定めてございます、

また、必要に応じて当事者及び関係者等の出席を求め意見を徴することができるとしております。

第5条は、委員長の職務及びその代理に関する規定、第6条は、審査委員会の招集に関する規定でございます。

第7条は、審査委員会の定足数及び表決に関する規定でございます。

審査委員会の開催には半数以上の委員の出席を必要とし、表決に当たってはその過半数としてございます。なお、可否同数の場合は、委員長が決することとしてございます。

第8条は、会議の非公開を定めてございます。

第9条は、委員長及び委員の除籍に関する規定でございます。

自己または親族の一身上に関する事案については、審査委員会の同意がなければ会議に出席し、発言することができないことを定めてございます。

第10条は審査委員会の庶務について、第11条は委任規定について定めてございます。

最後に、施行日についてですが、令達の日としてございます。

令達は、今月14日を予定してございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

従来、どのようなことで、この内容についてはやられていたんですか。

**教育人事企画課長** 今までは、県費負担教職員につきましては、この懲戒分限の決定は、東京都教育委員会の権限でございまして、懲戒分限審査会というのを東京都教育委員会の方が設けておられて、最終的にはその処分決定は東京都教育委員会がしていくことになっています。ただ、区費教員につきましては、任命権者である区教育委員会がしなければいけないということで、この規程を設けさせていただいたということでございます。

**委員長** わかりました。ほかにございますか。

では、議案第136号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

異議がございませんようですので、議案第136号は原案どおり可決いたします。

ありがとうございました。

では、次に日程第6、報告事項の聴取に入ります。初めに、「和田中地域本部による私塾との連携について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

**庶務課長** それでは、「和田中地域本部による私塾との連携について」、ご報告をいたします。

このことについては、12月9日あるいは10日の新聞紙上にも大分取り上げられたところでございます。これについて、改めて教育委員会にもご報告をさせていただくものでございます。

はじめに、「取組みの概要」でございますけれども、実施主体として、これは和田中の地域本部がやるということで、その講師をサピックスの講師にやらせるというものでございます。あくまで地域本部が主体であり、学校ということではございません。

受講対象でございますが、現中学2年生を対象といたします。

入室テストを行うということでございますが、振り落としをするとかそういった趣旨のものではなく、学力の状況を把握するというものでございます。

受講期間・時間でございますが、一応来年1年間、3月までを試行期間と位置づけております。

また、平日の夜間ということで、夜の7時から9時35分までということでございます。

指導内容でございますが、数学、英語、国語の3教科でございます。

5番目といたしまして、費用につきましては、実費弁償相当額ということで、これを徴収いたします。費用については、保護者から地域本部が集めるものでございます。

また、この費用について、経済的に負担が困難な家庭については考慮をするということでございます。

下の方に平日コースと平日・土曜コースとございますけれども、週に3回受講するか、それに加えて土曜日も含めた週4回受講するかによりまして、この実費弁償相当額が月1万8,000円あるいは2万4,000円となるものでございます。

1回当たりが1コマ500円ということございまして、これの積み上げとなるとそういう金額になるということでございます。

募集人員につきましては、15人以上ということでございます。

このことについての教育委員会としての受け止めということで4点書いておりますけれども、今回の取り組みは、地域本部の主催によってかねてより進めてきた土曜日学校、通称「ドテラ」での補習学習あるいは「英語Aコース」、これは英語について、学校での授業のほかにこの土曜日にもやることの中で、より学力を伸ばすという取り組みをこれまでもやってきているところでございます。こうした土曜日の取り組みに加えまして、一定の意欲や力がある生徒を対象として、学力、これは特に論理的思考や応用力をさらに伸ばすことをねらいといたしまして、平日の夜間を使って新たな授業を実施するもの、そして、それについて私塾の力を生かすものであるということでございます。

今回の取り組みについては、費用を徴収するものの、その費用については実費弁償の範囲であり、これについては非営利の取り組みと受け止めております。

それから、3点目といたしまして、これまで和田中においては、「よのなか科」を初め、一単位時間、「34」と書いてありますけれども「45」の誤植でございます。申し訳ございません。

「45」とご訂正をお願いいたします。一単位時間45分による週32コマのカリキュラム編成や4学期制の実施など、学校としても教育課程編成等において創意工夫を行ってきた。そういう中で、今回の取り組みは、教育課程内の教育活動は確実に実施した上で、それに加えて地域の力でさらに学習機会を生徒たちに提供するものだというところでございます。

それから、最後に教育委員会としては、今杉並の学校は地域運営型の学校を目指す中で、こうした学校を支える地域の人々による自主的な取り組みについて、基本的に尊重するとともに、費用負担が困難な家庭や学力面での対象となり難い生徒へのより適切な対応を求めていく、こんなことを考え方として持っているということをごまめてございます。

説明は以上でございます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**大藏委員** 私はこれ新聞で最初に見まして、きょう正式にはここでいただいたのですが、なかなか自分でも考えがまとまらないんです。難しいんです。それで、今まで「ドテラ」みたいに土曜日にやっていたものは、別にお金を取っていないわけですよ。

**庶務課長** ドテラについても実費弁償相当額は取っております。

**大藏委員** どれぐらい取っているんですか。

**庶務課長** ドテラについては1コマ当たりというのが。

**大藏委員** 全部取っていますか。取っていないものもあるでしょう。

**庶務課長** 実費弁償ですから、はい。

**大藏委員** だから、いろいろありまして、ただ、今回は学校の校舎を使って、そして実際には、形の上ではこのサピックスがやるんですけども、藤原校長も関係していないわけではないですね、これは。

**庶務課長** 学校長としてその地域本部のかかわりを説明しているということになると思います。

**大藏委員** それからしますと、私はまず第1に、報告事項でこれが終わることなのか、本当はやっぱり教育委員会に議題として出されて、そして、しかしこの程度のものはそれぞれのところに任せるべきでしょうということになって、その報告事項で済むようになるのならばいいんですけども、これはかなり大きいので、本来は、私は教育委員会にかかるべきことではないかと思っているんですね、議題として。それが1つです。

それから、もう一つは、この経済的に負担困難な家庭について考慮するというのは、これは無料にするということもあり得るんですか。どれぐらいを考慮しているんですか。

**庶務課長** これについては、新聞紙上では半額ということが取り上げておりますけれども、改めて地域本部では検討するという話にはなっております。

**大藏委員** 私は皆さんよりずっと古いですから、旧制の中学校に行っておりましたので、今の高等学校になると思うんですね。補習というのはよくありました。しかし、そのときに取るのは大体プリント代みたいなもので、それ以上に取られるということは、それは塾がやるんじゃないかと、学校がそのまま、先生がやるわけですから、だから補習授業や受験勉強の塾みたいなこともやっていたけれども、それはもうプリント代程度でしたね。非常に安いものでやっていたから。

そして、ほとんど全員が参加して、来ない人の方が珍しいというのでやっていたんですね。しかし、これは非常に少なく、ここは15人以上と書いて、新聞の方には30人ぐらい書いてあ

りますけれども、やっぱり非常に少ないんですね。だから、そう簡単に、それで、この新聞が、各紙が全部これだけ取り上げているというのは、非常に普通ではないといいますか、非常に重要なものだと考えたからこんなに取り上げられたと思うんですよ。それからするとですね、非常に迷っています。

それで、ただ、不公平というのは、経済的な問題でもたくさん世の中にはあるのであって、そんなに平等にはいかない。そして、現に高いお金を払って、高い塾へ行っている家庭も、子どももたくさんいるわけですね。それからすると、その費用が少なくなって、近いところで行ける、そして自分のいつも行っている場所ですから、慣れているところでやれるということのよさというのは一方ではあります。

ですから、それでよくなるのか、それとも、しかし、やっぱりそれでも行けないような、それから入室試験をすることによっていますから、そこで選別をして、そこに受からない子ども、もっと補習をしてやらなければならない子どもというのは、放っておいてこれがいいのかどうかについては、私は非常に迷って、これ報告事項ですけれども、それで結構ですと一言で言えないという気持ちなんですね。

**庶務課長** 初めにちょっと補習のところからお話いたしますけれども、補習については、これは別途土曜日の補習ということでやっております。これを平日に拡大するかどうかというのは、また現場でも今後検討するという話も聞いていますけれども、基本的にはそういう子どもたちへの対応をした上で、今までそういうものに比べてこられなかった生徒たち、学力を伸ばしたい、そういう子どもたちのために、今回はそういう取り組みもあわせて、加えて始めていくという内容だということでございます。

ですから、今回の新聞等に載っている取り組みだけが和田中で行われていることではないということをお受け止めいただければと思います。

それから、15人の数でございますけれども、和田中は確か大体この学年150人ほどでございます。校長から聞いた中では、2割程度申し込むのではなかろうかというふうに聞いておまして、それについては、15から30ぐらいというところが現在の見込みということでございます。

ですから、別の学習機会という中で、こちらの方にどのぐらいの子どもがつくかというのは、ちょっとここまでは数字押さえていませんけれども、多様な学習の機会がある中でのこの取り組みが1つあるんだということかというふうに思います。

それから、報告事項か、こちらの方で議案として諮ってやっていくかというところでございますけれども、通常のそれぞれの学校支援本部なりが行う取り組みということであれば、これまで様々なことが行われておりますけれども、この教育委員会の場にも報告するまでには至っていな

かったということかと思えます。

特にこれについては新聞紙上あるいはテレビでも報道されているという中で、やはり教育委員会としての受け止めなりを明確にしておかないと、新聞紙上などで情報が一人歩きしてしまうということもあって、このことについてはこういう形でご報告をさせていただきました。

議案とするか、報告事項とするかというのは、いろいろお考えはあるかもしれませんが、これについては教育委員会の規則の中で、一応この委員会の中で諮るべきものと、それから教育委員会事務局が、教育長がトップとして専決をできるもの、あるいは学校が定めるものということがあろうかと思えます。

特に、これは地域本部が主体ということで、地域の取り組みということがございます。ですから、それについて教育委員会として決定を下すといってもなかなかこれもちよっと難しい面もあるのかなと、そんなふうを考えているところでございます。

**大藏委員** だから、確かに良くなる面もあると思うんですよ。しかし、「ドテラ」みたいに原則として全員が参加できるということとちよっと違うんですね、これは。

それから、ここに、例えば15人か30人か、例えば15人だとすると1割ぐらいですね。それがいつもそこで1週間に何回か顔を合わせている、土曜日も合わせているというようなことになると、それが日常の昼間の学校の教室に行ったときに、そのグループが結成されるようなことになるおそれも私はなきにしもあらずだと思うんですね、いつも顔を合わせているわけですから。そして、割合に勉強のできるグループが、そこに集団が1つ形成されるわけですね。

だから、私はそんな簡単なことではないと思っているんですよ。しかし、それじゃ、悪いことばかりかということ、そうではなくて、さっきも言いましたように、現にいろんな塾に行っているのもいるんですから、だから、そんなものは、個別にやっていることについては自由だと言っておいて、ある程度まとまって力をつけようとする差別的なもの、それも私はおかしな考えだとは思いませんよ。

だから、どっちがいいかとか、そんなこと簡単に言えなくて、それから、今は和田中が実験的に始めますけれども、他のところへどんどん広がっていくときにうまくいくものかどうかとか、いろいろ私はよく考えるべきことではないかなと思っています。

**宮坂委員** 私は、基本的には学力の低下が言われている折から、ある面ではエリート教育みたいな形になるのかもしれませんが、前向きに考えれば、私は非常にいい試みだと思っております。

ただ、大藏委員もちよっと言われましたが、無制限に広げていいかどうか、いろいろ問題がありますが、例えば、他の地域で、経営には学校がタッチしないとはいうものの、ただ、学校の校舎はやっぱり使うわけですから、学校の校舎の使用料を取るのかどうか、それも一つあるんです

けれども、それともう一つは、例えば、普通の塾が学校の校舎を借りてやりたいという場合は、どの程度今後認めるか、他の地域で認めるかどうかということもいろいろ考えられると思うんですけども、その辺総合的に考えて、とりあえずは実験的にこれで見ようということでも今回認めたのかどうかですね。先のことまで考えて一応これ認めたということなのか、その辺なんですけれども、私は、ただ、基本的にはいいことだと思いますよ。一つのエリート教育、ある面では誤解を招きますけれども、私は必要だと思っていますから、個人的にはですね。ですから、その点については前向きには考えております。

**庶務課長** まず1点目のその使用料の件でございます。

これについては、学校は学校教育のための施設でございます。その目的の範囲を超えて使用を認める場合というのは、これは例外的に認めてはおります。そういう場合には、費用を取ったり、あるいはその使用料を免除して無料で使う場合もございますけれども、今回の取り組みについては、教育課程の中ではございませんけれども、例えば、部活動があったり、それからほかの学校でもやっている土曜日学校ですとかそういう諸活動、それと同じように教育課程外の教育活動であるということにとらえております。ですから、それについて使用料を徴収するという考えは持っておりません。

それから、2点目、塾を認めるかということでございますけれども、この学校施設を、さっきも申し上げた目的外に使用を認める場合については、例えば営利目的ですとか、それから宗教活動に使われるような場合、これについては認めていないというのがございます。そういう中で、直接的に塾に貸して、そこで塾が経営する、こんなことは考えておりません。

ちなみに、ご参考で申し上げますと、他区の事例といたしましては、行政が塾と契約して、そして土曜日なりに塾に委託をして補習をする、そういうこともやっております。ですから、単純に塾だから認めないということにはならない部分もあるということがございます。

**大藏委員** これは、補習はしない。それで、伸びていく、受験は若干入っているようですけども。かといって、教科書の中にあるような発展的な学習の部分だけをやるということは、私はならない、あれ非常に少ないですからね。事実上はやっぱり補習というか、今までの、現在やっているもの補習ではないかもしれないけれども、それを確認しながらやっていくことがあり得ると思うんですね。だから、それが補習でないのか、あるのかという議論もなかなか難しいところだと思うんですよ。

それから、ここでずっと後に出てきますけれども、杉並区教育委員会として後援している、共催するっていう報告が出てきますね。学校でやっている授業みたいなものでも、何月何日から何日までとか、こういう団体が使えますというのは承認事項としてここへ出てきているわけですね、

報告ですけれども。そういうことからすると、少なくともそれには私は該当するんじゃないかと思うんですね、そこに出てくるべきものではないかと思うんですね。

だから、ちょっとよくわからないんです。もっと考えさせてもらいたい。いろんな例を考えて、これから微妙に、これももう少し大きなものが出てきた、小さい方だったら今の中に入りますと言ってしまえますけれども、それが少し膨らんだのが出てきたときに、それは許容範囲なのかと。

例えば、よく言われますけれども、30人って言ったときに、どうしてもとにかく31人目の人がいて、同じぐらいの希望で、同じときに来てというのは、1人だけ落とすのも、31人しか応募していない。そうしたら、30人募集したんだけれども、それじゃ入れてしまおうかということあるわけですね、そういうことは。そんな微妙な段階のときに、それでは、この前31人だったんだから、今度32人でもいいじゃないの、33人でもいいじゃないの、そのあたり非常に難しいところが出てくると思うんですよ。どこかで切らなきゃならない。だから、私は簡単ではないと思うんですけれども、そんなに。

**庶務課長** ご指摘のご心配もよくわかります。後援・共催ということ、教育委員会が行うということについて、この間、この場でご報告をさせていただいてきているというのがございますけれども、今回の取り組みについては、後援もとるわけではないですし、共催をとるわけじゃないと、そういう中での地域の自主的な行事という位置づけになってくるわけですけれども、こうしたところが、当初というか数年前まではあまり想定された中身ではなかったのかなど。この学校を支援する地域の取り組みというものがまだ始まって間もないところの中では、これについて、教育委員会としてそういうたがをはめていくだとか、どうするのかというところはあまり今まで議論がなかった部分かと思います。

そういう意味では、今後の課題としてそういうことは考える部分はあるかと思いますが、一方で、やっぱり自主性というのはできるだけ尊重する、そういうそれぞれの学校分権、地域分権という中ではその主体性、自主性というものを育むことも大切なかというふうに捉えているところでございます。

**大藏委員** 隣の学区でですね、和田中学校はああいうことをやっている、こっちでもやってくれという要求が出たときに、その地域でこんな体制がないからできませんと言ってしまえるのかどうか。子どもとしては同じ杉並区の区民であって、そしてこの次、高等学校行くときにもひょっとして同じ学校行くかもしれないというようなときに、向こうは地域がしっかりしているんだからやっているんだけれども、こっちはそういうのがないんですから、君は残念ながら希望があっても受けられないよと言って済むことかどうかというのは、私はやっぱりあると思うんですけれども。

**庶務課長** 今のご指摘というのも私どもも想定しておりまして、地域の自主的な取り組みとして、これは和田中だけ認めているものとは考えておりません。ですから、そういう、やる意欲があるところがあれば、それについてはそれぞれでやっていただいてよろしい話だというふうに考えております。

**大蔵委員** 地域の体制がなければ、子どもの方はその恩恵が受けられないということで済まされるのかということなんですよ。

**庶務課長** ですから、それはやはり、今は学校とともに地域で育てていく、その地域のそれぞれのお力なり、そういう中でこれはやっていくお話かなと思います。公教育としてやる部分は今までもしっかりやっていますし、これからもしっかりやっていくと。その上で、地域としてどう子どもたちをさらに支えるかという取り組みかというふうに考えます。

**宮坂委員** これ、講師としては和田中学校の先生がやるということは、もし要望があれば認めるんですか。

**庶務課長** それは認められないと思います。

**大蔵委員** それは兼職禁止もありますから、それはないでしょう。

だから、これは、今回は少なくとも報告事項として出てきていますから、承認をすとかですね、議決をすとかそういう項目では出てきておりませんので、しょうがないんですけども、私はちょっとすんなりと100%いいでしょうという考えではないと。じゃ、だめですということなのかというと、それも私は、まだいろんなことを考えないと決めかねるということですね。

**庶務課長** 今のご意見等を踏まえまして、今後もこういった取り組みについては継続的に報告を求めていくなり、我々事務局としても状況の把握に努めてまいりたいと思います。

**委員長** いいですか、私から。地域本部には区のお金投入しているんですか、補助金とかそういう支援。

**教育改革推進課長** ご指摘のとおりで、地域本部につきましては、その立ち上げ費用あるいはその運営に関わる費用については措置をさせていただきます。

**委員長** では、その点にも多分に関わりというか留意して運営等をやっていかなきゃいけないと思うんです、一つはね。

それから、大蔵委員じゃないですけども、報告事項で出ていますし、何も議決することはないんですけども、今後に対する意見という格好になっちゃうんですね、我々言えることっていうのは。だから、何もそういう意味で、大した決定事項にならないんだけども、要望というふうなことになります。

地域本部活動というものと教育委員会との関係というか、何かそういったので決めとか協定と

かいろいろあれば、今回はその中のこういった一項目でやりますと、やりましたということと言えるんだけど、何も無いところにこういうことになりましたと単発的に一本釣りが出てくると、何ていったらいいか、大蔵委員じゃないですけども、報告としてそうですかと聞くだけになっちゃうんですね。

やはり今後の地域本部の活動を活性化させていく上でも、それからまたある意味での縛りというものとか、その前に、事前に協議を持つだとか、そういう手続的なことも含めて何かないと、個性があり過ぎちゃってどうしようもなくなるんじゃないかっていう気がします。その辺、要望でいいもので、お願いいたします。

**教育改革推進課長** ご意見いただきましてありがとうございます。

学校支援本部と言いますが、和田中だけは地域本部って言うんですけども、その立ち上げにつきましても、教育委員会の方で各学校支援本部が立ち上がる場合の規約、それから予算、そういったものの確認を最低限してございます。そうした中で、その活動の範囲を決めていただくということと、とはいうものの、先ほど庶務課長が説明したとおり、その各本部の自主性というものも尊重するというので、そういったもののバランスの中でこれからもまた考えていきたいなというふうに考えてございます。

**委員長** それで、内容にも大小があって、今回みたいな問題ですと大きな問題だと思うんですね、ある意味で、突破口を開いたみたいなことになっているんだから。それだったら、やっぱり何か大きな縛りでそこら辺くくっておく必要があると思うんですね。細かいのはもう自主性でずっと任せていいと思うんです。

それから、あとプロセスの中で、父兄の意見というのを聞きながらやっているのか否かっていうことです。その辺お聞きになっていてどうですか。説明会、新聞によると説明会を開いてどうこうとあって、だから、その前の段階が大事だと思うんですけどもね。

**庶務課長** この間、その地域本部を中心として、土曜日学校である「ドテラ」、ここでも通常の補習に加えて英語のコースというのをやってきたという実績がございます。そこでのニーズなり、それから効果というものを踏まえて、今回の取り組みが始まったというふうに聞いております。

ですから、前段として、英語において既にそういう試行もやりながら、成果も見ながらやってきたというところだと受け止めております。

**委員長** 十分そういうご父兄とかのご意見等もお聞きする、もちろん教員からも聞くというようなことで、それからスタートするっていうことが大事じゃないかなというふうに思うんですね。今、特にそういうような世の中になってきていますし、いいことはどんどんやるべきだと思います。

前より、そういう1つの構図として、公教育と塾の教育っていうのと2通りあったものを、それを簡単にドッキングというのは、なかなかしにくいところがあると思うんです、考え方によつたら。それをいいことだっていって、すぐいいようにしちゃうと、それでは今までどういふことであつたかというふうにやつてきたんだと、今まで従来のタイプでやつてきたことといふことに説明がつかなくなるわけですね。それ説明がつくようにちゃんと前後関係とか、それからその構図といふものを整理しておく必要が教育委員会にはあるといふふうに思ひます。

**大藏委員** 山田洋行じゃないけれども、なぜサピックスなのかといふふうなことも私はあると思ひますよね。いろいろなたぐさんの塾の中で、なぜサピックスになつていふのかといふようなことも、私たちが考えなさいけないと思ひますね。

**委員長** では、この点、事務局の方でまたいろいろ整理していただひいて、教育委員会の方にテーマとして上がつてくれればよろしいかといふふうに思ひます。よろしいですか。

では、次に移ります。2点目、「平成20年度民間人校長の登用について」、教育人事企画課長、説明をお願いいたします。

**教育人事企画課長** 「平成20年度民間人校長の登用について」、ご報告を申し上げます。

平成15年度に民間人校長を杉並区立和田中学校において登用いたしまして現在に至つておりますが、この間、同校長は民間企業で培つた経営感覚やマネジメント能力を活用し、地域や外部人材の教育活動への参画を促進する学校経営の充実など大きな成果がございました。

この実績を踏まえまして、今後も民間人校長を登用し、民間企業で培つた経営感覚やマネジメント能力を活用することにより、組織的、機動的な学校運営を推進することにより、より充実した教育活動を展開したいといふことを踏まえまして、配置校を引き続き杉並区立和田中学校、そして配置対象者を代田昭久氏といふことで東京都教育委員会に推薦をいたしておりましたが、この12月4日に採用内定の連絡が入りましたので、ご報告をさせていただきました。

任期につきましては、平成20年4月1日より平成23年3月31日の3年間でございます。

以上でございます。

**委員長** それでは、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大藏委員** 私は、前任者の藤原校長がなるときに、もう既に東京都で決まつてから教育委員会、教育委員としては報告を受けましたので、もう何も言う余地はなかつたんですけれども、私は賛成ではありませんといふことを言ひました。

ここに書いてありますように、いろいろあの人はやりました。例えば、45分授業なんていふのも非常にいいですし、いいこともやりましたが、しかしそれで全部かといふとそうではない、そうじゃない面もあると私は思ひます。

それで、今回ですね、この代田さんが入る。この人リクルートにいて、藤原さんと非常に親しい人なんですね。そして、コミュニティーの委員会の委員にもなってずっとやってきた人なんです。そして、藤原さんの方は5年間という任期がありますから、これももう延長できませんので、辞めなければなりません。しかし、藤原さんの推薦もあったと思いますけれども、この非常に親しい人が後に入る。そのあたりは、私は事務局でどうおやりになったかはよくわかりません。しかし、とにかくそこに入ってくる。そして、藤原さんが辞めてから、またコミュニティーの委員会に入るようなことになると、プーチンの院政みたいな、非常に似ているんですね。私はあまりこれはいいことではないと、私は断ち切った方がよかったです。

しかし、もう既に東京都が発令する、内定が出ているならば、それはもう変わらないでしょうけれども、私はあまりおもしろいことではないなと思っています。この藤原さんや代田さんという方の能力の問題ではありません。そうではなくて、制度としてですね、私はあまりすっきりしないなと思っています。

**教育人事企画課長** 藤原校長は、この改革について強いリーダーシップのもと推進をしてきたということはございます。ただ、これを今後継続発展していきたいというふうには思っていますが、課題の整理は十分していきたいと、それを代田氏にお願いをしたいというふうには思っております。

**宮坂委員** 私は、人選についてはいろいろな考え方もありますが、一応決まったことですから特に申し上げませんが、今後この民間人校長というのは増やすという意向はあるんですか。例えば、他の学校でも民間人校長をと、来年度はもちろん間に合いませんけれども、21年度からですね、そうすると幾つぐらいまで、民間人校長を認めようとか、そういうアウトラインみたいなお持ちなんですか。

**委員長** 教育長、お願いします。

**教育長** 現在、初代の民間人校長である藤原さんの5年間について評価をして、良いところ、悪いところ、ありていにすべて洗い出そうというふうにはしているところです。

今後、とりあえず今2人目の民間人校長ということで私ども作業を進めているわけですが、その枠の拡大についてはまだ具体的に検討しておりません。ただ、いろんな考えの中に小学校に拡大するとか、あるいは中学校を複数にするとか、いろんな話は出ておりますけれども、これが例えばどこかの機関で検討して、方向性を固めたということはまだございません。

**委員長** このペーパー1枚で何も言えないんですけれども、一応人事関係だと個人情報の問題も絡みますけれども、公的に印刷された印刷物であるとか、いろいろ出すことができると思うんですね、そういったものは。次回から、何かその方の信条とか考え方だとか、その辺ないと、同じ

会社だからどうこうっていうことは何も私は思えないですけども、何か欲しいですよ。

**教育人事企画課長** それについては、また資料を用意させていただいて、説明申し上げれば良かったかなと今思っているんですが、代田氏は現在校長が取り組んでいる地域の部分で、大蔵委員から出ました教育活動に少なからず参画をしているということと、ご自身が、ここにもちょっとお示しをさせていただいていますように、教育サイトの運営や教育出版など行っている教育メディア事業のトップアスリート社の代表取締役であるということで、かなり生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる、そういう部分での意識が強い方でございまして、それをぜひ新しく学校経営をしていく上で、生かしていきたいというお考えをお持ちの方でございまして。

**大蔵委員** これはですね、私は前から言っているんですが、学校の先生、校長を初め職員についても自動的に4年とか5年とかで異動するというのは、必ずしも私は良くないと。もちろん同じところにずっといないで変わりたいという意向もあるでしょうけれども、地域の住民も、それから保護者も子どもたちも、この先生はいい、この先生にいてもらいたいというような人は、私は任期が長くてもいいと思っているんですね。それは、今杉並区に力がありませんから、権限は東京都にありますので、それはできませんけれども、しかし、そんなことも、いろんなことを考えて、杉並区でずっとやっていく人を育てたいということで、区費で負担をして抱えようとしているわけですね。

そういういろんなことからしますと、ある力のある人が、ある考えを持って続け、継続していくことについては、私は必ずしも反対ではないです。けれども、このリクルートの先輩として藤原さんがいて、藤原さんも同意をしてこの人を入れて地域活動をしてきた。そして、藤原さんの方が先輩だ。その人が今度辞めて、またそのサポートグループ、地域の支援グループの中に入ってくるということになれば、それで10人ぐらいのグループでやるわけですから、その中で非常に強力な、今おっしゃったように非常に意思の強いしっかりした考えを持っていると。藤原さんもそうです。その2人がいれば、この学校運営協議会、地域の支援グループはかなりその方向に引っ張られていくと思うんですよ。そうすると、公立学校がある特定の人たちの意見によって動かされていくようになるとしたら、私はそれは非常に憂うべきことだと思うんですね。

だから、私は代田さんのことは全然知りません。藤原さんは何回か、当然校長ですから会ったことあります。けれども、その個人としての問題ではなくて、そういうふうな継続、継投みたいなことが公立学校の中に確立されると、それは、私は良くないと。やっぱりできるだけ杉並区の学校はみんな同じように伸びていってほしいと思っていますから。

だから、それは決まったことだし、この人自体について私はいけないとかということではありませんけれども、経歴を見ていたり、今までの活動からすると、非常に中核になって藤原さん

を支えてきた人が、今度この人が一番上になって、藤原さんはまたそれを支えていくというようなことになれば、私は2人の意思は非常に貫かれていくだろうなど。

それは、教育長がおっしゃったように、プラス面もマイナス面もこれから考慮しなきゃなりませんけれども、そういうときに、ここにはいいことだけ書いてありますけれども、やっぱり強力な意見でそこはまとまって行って、地域全体としてこういう考えですという報告書になるでしょうね。そうすると、それに対して地域が頑張っていて、地域と一緒に学校は栄えていくと言っているのに、地域の人たちがみんなこれでいいと言っているのをこちらがノーという筋のものはなかなかないでしょう。しかし、それは本当にいいのかどうかは、私は考え直すべきであると思っています。

もうこれ以上は言いません。報告事項ですから。

**委員長** よろしゅうございますか。

では、次に移ります。「学校適正配置について」のご説明、学校適正配置担当課長からお願いいたします。

**学校適正配置担当課長** それでは、資料に基づきましてご報告をさせていただきます。

本件につきましては、11月26日の教育委員会におきまして、再編構想に対する区民等の意見と、あと今後の進め方を含む区の考え方についてご説明したところでございます。

その後、私ども11月30日に区議会の全議員による全員協議会という会議にその内容をご報告すべく、事前に各会派への説明を行ってまいりました。

そうした経過の中で、教育委員会事務局としてこの再編構想、今後の適正配置の進め方、そういう部分について、一旦少し立ち止まらせていただきまして、再検討のお時間をちょうだいしたいということで、11月30日の区議会の全員協議会ではご報告いたしました。

本日は、その先般の教育委員会でご報告した内容と変わったところ、それとその理由につきましてご報告を申し上げるものでございます。

まず、この1枚目の資料の枠で囲んだところが当面の進め方で、一旦お時間をちょうだいしたいという中身でございます。

先般、教育委員会の中でもご説明申し上げましたが、19年度杉並区実施計画改定の中で示された新たな将来人口推計、これの傾向を基礎とした児童・生徒数の推計について、改めてまず精査をさせていただきたいというのが1点でございます。その上で、今後の学校適正配置の進め方などについて再検討をさせていただきたい。そうした再検討をした後に、その内容につきまして、再編構想に対する区民等の意見に対する区の考え方、再検討の結果も反映させて、その結果を区議会、区民等に公表して、周知を図って、より一層の理解を得るように努めていくという形で当

面進めさせていただきたいということでございます。

その理由でございますけれども、下の方に参考と記してございます。

先般の教育委員会のときも、その推計については正確性を期すべきという観点でのご議論をいただきました。

その後、11月30日の全員協議会までの間に、区議会の各会派に事前に説明した際も、やはり今後必要となる学校数を算定する基礎となる児童・生徒数の推計については、同様により正確性を期すべきと。

あるいは、新しい学校づくりといった観点で、そのイメージをさらにわかりやすく示す努力も必要だといったご意見を多くちょうだいいたしました。

私どもそうした意見を踏まえまして、よりの確、慎重に進めていくという観点から、一旦立ち止まって、先ほど申しあげましたとおり、今回の新たな区の将来人口推計の傾向を基礎とした児童・生徒数の推計を改めて精査をして、その上で進め方等再検討させていただきたいというものでございます。

先般、11月26日の説明と異なる当面の進め方という形でさせていただきたいという内容とその理由は以上のとおりでございます。

今後、私どもその推計と、その推計結果に基づく再検討、これを精力的に取り組んでまいります。今いつまでにと、その時期については、今後の検討にもよりますので、お示しについてはご容赦をいただきたいというふうに思っておりますけれども、精力的に進めて、その結果につきまして改めて教育委員会にもご報告し、区議会等にもご報告し、議論賜りながら進めていくと、こういう形でやってまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大藏委員** これは神明中学校と宮前中学校の統合もしばらく見合わせるということですか。

**学校適正配置担当課長** まず、当該の地域だけではない全体の推計について精査をするということですので、その結果が出るまでは当然個別の計画についても、一旦立ち止まらせていただくということでございます。

**大藏委員** これにつきましてはですね、たしか今年の3月ですか、今年度に入る前の時期に、文部科学省が全国の老朽化した校舎について原則として建て替えるということをやってきたんだけど、非常に多くなったので、予算上とても賄い切れないということがわかったと。そこで、必ずしも建て替えではなくて、補強できるものは補強工事によって切り抜けるというのを出したんですね。そのときに、私は教育委員会事務局に聞きました。では、神明中学校は、もと

もと一番最初に出てきたときには、校舎が老朽化していて関東地方の大地震みたいなのがあったときには非常に危ないと、だから建て替えなければならないけれども、建て替えるだけの十分な敷地がない。そして、それに付随して、子どももやっぱり減っていく、学校を統合しなきゃならないという、一番最初に私が聞いたのは、その建物の話だったんですよ。

そして、そういう話が後から出ましたから、今年の初めに、私は、文部科学省はそう言っているけれども、神明中学校は補強ではできないのかと聞いたら、そのとき補強はできないというご説明でした。そうすると、それじゃ、これを見合わせて、既に1年ずつ2回延ばしましたよね。それからすると、いつ来るかわからないといっている大震災が来たときに、神明中学校が授業中に倒壊するようなことがあれば、非常に大変なことになるわけですね。その部分はどうなっているんですか。どこへ行ったんですか、それは。

**学校適正配置担当課長** まず、いずれにしても、精査をして再検討させていただくと。その結果によるわけですが、仮に当該校ですね、今お名前が出た神明中学校について、また計画を一旦見合わせるといいますか、仮にそういうような状況になった場合には、その検討結果に即して具体的な対応というものも当然検討していかなければいけないというふうに思っていますけれども、現時点では、先ほどご説明申し上げましたとおり、まず全体の推計、その推計は地域別も見てまいりますので、その結果を見て全体を再検討させていただく中で、そういうこともご判断させていただくことになると思います。

**大藏委員** それはどちらかというと人口の問題ですよ。子どもが増えるか、増えないかの問題でしょう。建物の問題というのは、それとは別の問題ですよ。建物が危ないという説明、ずっと一貫してやってきた。だから、建物が危ないということであれば、あの場所に建て替えはできない、補強工事もできないということでしたから、だから、それは補強工事ができるということになると、前からご説明があったこととはちょっと違っているということですよ。そうですね。

あともう一つあるのはですね、今の神明中学校と同じ規模のものは建てられない、建築基準法も変わっている、敷地の問題もあるということでできない。だから、小規模校をやるというのなら、それは全体を見直したときに、神明に全部、今来ている生徒が全部入らないなら、それは一部を荻窪中とか宮前中とか松溪中だとかに移して、それで小規模で維持するというなら、それはあるかもしれません。

しかし、今と同じ規模の学校は建てられない。補強はできない。だから、校舎がありません。それで、しかも震災はいつ来るかわからないから急がなければならないということにしていたのが、今の話からすると、ちょっと今までの説明は間違っておりましたということにならないとできないような気がするんですけども。

**学校適正配置担当課長** 決してそういうことではございませんが、今幾つか混同してお話ちょうだいしましたけれども、まず当該の神明中学校の校舎ですね、15年度に耐震診断調査をやって、補強では難しいと、改築が必要だと。その結果を踏まえた認識については、今も変わっていないということでございます。

それと、もう一つ、区立の小中学校の校舎改築につきましては、これまで改築の優先度というものにのみならず、区の実施計画の改定に合わせて計画的に順次進めてきているということで、それはこれからも着実に進めていくと。

ただ、当然、学校適正配置の動きがあるわけですから、改築計画を実際に具現化するに当たっては、その適正配置計画との関係を十分考慮して進めると、これは今までの基本スタンスで、これからもそういうスタンスは変わらないということでございます。

ただ、推計を精査して、それで結果に基づいて、今後必要な学校数というところまで影響するような結果が出た場合には、当然個別の計画も含めて必要な見直しというものは必要になってくる。その結果、ある学校が残るという形になって、耐震上の問題もあるということになれば、現実の問題としてどう対応するかということを具体的にその段階で検討するというふうにご説明申し上げますので、これまでのご説明とそういった観点で矛盾しているものではありません。

**大蔵委員** 矛盾しております。課長は最初るときにいらっしゃらなかったから違うでしょうけれども、なぜ神明中学校と若杉小学校を対象にするのかということをお聞きしました。

私は、全体計画を出してやるべきではないかと言いましたけれども、神明中の場合には、非常に老朽化していて、建て替えができないので、震災があったときに困りますから、他のところの全体計画を練るには時間がかかりますので、神明中から始めますという話だったんですよ。建物の話なんです、初めは。震災があったときに倒れたら大変ですと。それはどこへ行ったんですか、その話は。この検討している間に大震災が起こったらどうするんですか。

**教育改革担当部長** いま担当課長が申しあげましたとおり、私ども補強では足りずに改築が必要であるという、そういう学校であるという認識は全然変わっておりません。したがって、このちょっとお時間をいただいて再検討した中でどうするかということになったら、当然そのこともあわせて考えて、これからのやり方をもう一度見直す必要があるということでございます。

ですから、見直しの仕方によって、その耐震問題をどのように解決するかということは新たな課題として出てくることがあるということでございます。

**大蔵委員** それはね、小澄部長、申し上げますけれども、見直しと言うけれども、建て替えはできない。そして、補強もできない、今の規模で建て替えはできない。そして、補強もできないということになれば、仮に建て替えるとすれば、小さい校舎を建てる以外ないんですよ。そうする

と基本方針として、1校の規模をどれぐらいにするかとかいろいろ出ています。小学校の場合は大体2クラスぐらいですね、それから中学校の場合は3クラスぐらいと、そういうのも見直す考えがあるのならばできるかもしれませんが、そうすると、それはほかのところにも全部波及して、小規模校をどうするかということに関係してくるんですよ。

だから、その段階で建物について考えますと言うけれども、それもとにかく今の規模のものは建たないんですよ、はっきりしているんですよ。杉並区で、あのような規模の校舎の敷地を見つけられるかって、そんなことできませんよ、こんな高いところで。だから、それはあり得ないですね。

それからすると、その見直し、もう一つは、それを見直しているうちに、もともと震災が来たら危ないから建て替えも補強もできないので早くしなければなりませんから、全体計画より前に神明中からやります。小澄さんはその時いらっしゃらないです。いらっしゃらないけれども、そういう説明だったんですよ。全体計画を立てるには人口規模の推計をして、それから分区になっていますが、その分区という中に学校を幾つにするか。それから、一時期には、できるときには2つの小学校で1つの中学校へ行くぐらいのものがいいんじゃないかという考えもありました。いろんなことがあったけれども、それは検討するのに時間がかかります。しかし、神明中は老朽化していますので、早くやらなければなりませんから、早くやりたいと。

私は、そのときに、それは皆さんおっしゃらないけれども、全体になるといろんなところで反対が出てくるから、何となく1つずつ処理するために各個撃破をしているのではないかと、私は邪推かもしれないけれども、私はそういう気がしますと、そのときに申し上げたこともあります。それは邪推としても、いずれにしろ、震災が来ると大変だと言っていたのに、ここでしばらく待って、いつまでにやるかというのはおっしゃらないからわかりませんが、それでは、その間に震災が来たらどうするんですか。だから、そこの部分の校舎から始まった問題についての矛盾があります、この説明には。だから、それが間違っただけで、「老朽化しているから早くやった方がいいと言いましたけれども、しかし4年や5年は今のままでもいけるんです」ということならば、そのように答弁を修正すべきですよ、それは。

**教育長** 大藏委員のお話については、想定をしております。全体を見直して、その後学校再編をどうするかという地図ができれば、当然その残る学校、あるいは改築する学校は決まってきます。改築の必要なところは改築をしますし、残して、なおかつ補強あるいはその他の手続が必要であれば、それをせざるを得ません。ですから、ご指摘のことについても想定して、今精査をし、今後の方向を出していきたいというふうに考えております。

**教育改革担当部長** それから、少し補足をさせていただきたいと思うんですけども、ご承知の

とおり、耐震補強では足りずに、改築の必要があるという耐震診断の結果が出た時点で、神明中は改修をいたしまして、運動場に面した方の校舎の方ですね、子どもたちが長い時間いる普通教室はそちらの方に集中させて、そして危険だという判断の出た体育館へ行く通路のところのあの建物については、ほとんどあまり使わない特別教室を集中させるというような、そのような工事も平成17年だったでしょうか、もう既にやっておりますので、そのような配慮もしつつ考えていきたいというふうに思っております。

**大蔵委員** いずれにしても、一年一年延ばしてきましたけれども、非常に何と申しますか、蛇の生殺しと申しますか、そういうふうな段階で、そこに住んでいらっしゃる方も、もちろんなくなるのが、学校が存続するのがいいでしょうけれども、しかし、何となくはっきりしないまま延ばしていくのは、私は非常に良くないと思っているんですね。

だから、決めるならばできるだけ早くですね、これは決めていただきたいと思います。

**委員長** では、よろしいですか。では、よろしく申し上げます。

では、続きまして、「平成20年度学校給食調理業務委託新規実施校について」のご説明、学務課長、お願いいたします。

**学務課長** 私から「平成20年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、ご報告を申し上げます。

ご案内のとおり、区立学校の給食調理業務の民間委託につきましては、平成13年度の2学期から開始をいたしまして、おかげさまで、これまで順調に進展しているところでございます。

今回、平成20年度、来年の4月から新規委託校ということで、1番の「新規委託校」の記載のとおり、学校を今回予定させていただきたいということでございます。

学校につきましては、小学校が八小、中学校が東原中学校、あと南伊豆健康学園につきましても、今回委託の対象とさせていただきたいということで計3校でございます。

これによりまして、小学校19校、中学校15校、南伊豆健康学園ということで累計35校、約半分ちょっとといったところでございます。

この学校の選定理由でございますけれども、これはこれまでと同様の考え方でございまして、基本的に給食調理職員、区の職員を退職不補充とする中で、原則的には退職見合いということで選定するところでございます。

そういった結果、その他の設備の整備状況等も勘案いたしまして、総合的に判断した結果、これらの学校を選定させていただいたというところでございます。

報告については以上でございます。よろしく申し上げます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたら。よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

ございました。

**学務課長** どうもありがとうございました。

**委員長** 次に、「『杉並区中学校対抗駅伝大会2007』の実施結果について」、「教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、以上2件一括しまして社会教育スポーツ課長からご説明をお願いいたします。

**社会教育スポーツ課長** 最初に「『杉並区中学校対抗駅伝大会2007』の実施結果について」、ご報告させていただきます。

12月9日、委員の皆様方お越しいただきましてありがとうございました。好天に恵まれて無事終了することができました。どうもありがとうございました。

今年度の特徴等につきましては、上の方の1番から4番に記載してございます。

気象条件といたしましては、科学館での定点観測を確認いたしましたところ、気温が11.4度、湿度53%、北の風2.3メートルだったそうでございます。

参加者数は389名、補欠159名を含んでおります。

競技結果でございますけれども、男子の部、女子の部、1位から8位まで記載のとおりでございます。

男子は1位が天沼中、2位が泉南中、3位が高南中でございます。

女子の部は、1位が杉森中、2位が高南中、3位が阿佐ヶ谷中の順でございます。

区間賞は記載のとおり、男子が6名いました。それから、女子の方は7名ということでございます。

なお、競技従事者は、速報値でございますが1,336名でございます。

詳細については、恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

これが、男子の部、女子の部の1位から23位までの記録でございます。

それから従事者一覧として、一番上の実行委員から始まりまして、舞祭組までの出演者込みで1,336名ということでございます。

なお、この放映をジェイコムがやっていただけということで、1月1日から5日までの15分ニュースでやりますけれども、8日から12日までの5日間、55分ものを編集していただいております。ぜひ、時間帯はバラバラではございますけれども、ご覧になっていただければなと思っていますところでございます。

協賛金ですが、ご参考までに申し上げますけれども、3年前に比べて十数万多いですかね、65件のたしか236万円ほどいただいているものでございます。

以上が駅伝大会の結果の説明でございます。

引き続きまして、共催・後援名義の方のご説明に入らせていただきます。

先月の後援・共催名義でございますが、合計33件、うち新規が10件ございました。

恐れ入ります、次のページをごらんになってください。

社会教育スポーツ課の方で1から4番まで新規後援がございました。「日高スキー研究所」で、「日高スキー研究所少年スキー教室」ということで行うものでございます。

2点目、「子ども文化NPO M・A・T」が行うものでございまして、「子ども文化地域コーディネーター講座2007」というものでございます。

3点目、「サントリーパブリシティサービス」でございます。「親子で楽しもう！ともともとガラクタ音楽会」というものでございます。

それから、4点目、「アンサンブル・ハイブリッジ」でございますが、「発声ゼミナール」というものでございます。

次に3ページをご覧ください。

これは、社会教育センターの新規共催のものでございます。1から5番までございます。すべて家庭学級でございます。

1つは、「済美小学校PTA」のものでございます。

2点目が、「荻窪中学校区地教連食育実行委員会」が行うものです。

3点目は、「ママグル」というグループが行うもの、4点目、「杉並第三小PTA」、5点目、「大宮中学校PTA」の行うものでございます。

最後に、その次のページを見ていただきたいんですが、これは学務課関係のものでございますけれども、「食育推進ボランティア事務局NPO法人すぎなみ栄養と食の会」が行う、「食育ミニシンポジウム」というものでございます。

以上、このたびの新規は10件ございました。

以上でございます。

**委員長** では最初に、「『杉並区中学校対抗駅伝大会2007』の実施結果について」ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

**大藏委員** 今年は和田堀公園から出て外側を走ったんですね。途中の外側の応援はどうだったんですか。

**社会教育スポーツ課長** 私と次長とで審判車に乗りました。何人という数はなかなか申し上げにくいんですが、途絶えることなくほとんど沿道にいらっしゃいました。神明通り、少し心配はあったんですが、そこも塀のところはさすがに人はおりませんでしたけれども、例えば、自分で広告で旗をお作りになって振っていただく高齢者の方ですとか、非常に微笑ましいシーンも目にし

たところでございます。

**委員長** これから、反省会おやりになって、次年度以降どのような形でいくと、これからですね。

**社会教育スポーツ課長** これからでございます。かなり警察の方のご協力をいただきまして、特に荻窪はバス通りで、非常に狭隘でございました。1.5メートルの幅のところを走るというようなことで、その辺もいかなものかなという気もいたしておりますが、それを含めて、警察の方々からのご批判等含めてちょうどできればと思っているところでございます。

**委員長** よろしゅうございますか。

では、次に「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。特にございませんようでしたら、お伺いしたことにいたします。ありがとうございました。

では、最後に「平成19年度全国学力・学習状況調査結果について」のご説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

**済美教育センター統括指導主事** それでは、私から「全国学力調査・学習状況調査の結果」について、ご報告を申し上げたいというふうに存じます。

お手元の資料をご覧くださいというふうに思います。

本調査でございますが、平成19年4月24日に実施をされたものでございます。

対象は、小学校の第6学年と中学校の第3学年。

内容としましては、教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査、この2つに大きく分けて実施をされました。

これから調査結果の概要についてご報告を申し上げようというふうに存じますが、私どもとしましては、国の学力調査につきましては、区の学力調査を補完する位置づけとして捉えている関係で、区の学力調査では調査し切れなかった内容、これは特に教科に関する活用問題というところに重点を置いて、そこを中心に分析を申し上げました。その結果をこれからご報告申し上げたいというふうに思います。

まず、教科に関する調査結果でございますが、これは客観的なデータでございます。

ご覧いただいておりますとおり、本区の部分、網かけをしております。

平均正答率をご覧くださいとお分かりいただけたらと思いますが、すべてにおいて高い正答率を示しているということが言えます。

標準偏差という項目がございます。こちらは、注釈を入れておきましたが、標準偏差とは学力の散らばり具合を示すものでございます。数値が小さいほど学力差が少ないことを表している

いうふうにご理解ください。

この理解でいきますと、やはり全国と比べまして、標準偏差も数値が小さい、学力差は小さいというところと言えるというふうに思っております。

次に、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査の結果、特徴的な部分についてご説明を申し上げますたいというふうに思います。

3ページの資料1をご覧くださいながら説明を聞いていただければというふうに存じます。

小中学校とも都・全国と比べて家庭学習、学校以外での学習の時間が多くなってございます。

資料1、家庭学習、2-2-1、2-2-2にそれが記載されてございます。

2-2-1では、小学校が3時間以上学習する子どもたちが32.6%、それに比べまして、国は10.9%。通常土曜日、日曜日など休みの日でございますと、小学校が33.7%の子どもが3時間以上、国の場合は11.2%という形になってございます。

次に、イとしましては、小学校においては3割強の児童が3時間以上家庭学習をしており、全国の傾向とは異なる。これは、今ご説明申し上げましたとおり、3時間以上の学習時間が多く、全国・都では、30分以上1時間未満というところが通常多いのが、本区の場合は少なくなっているという特徴的な傾向がございました。

ウでございますが、小学校、中学校とも地域の行事に参加している割合、これは資料の2-2-4をご覧ください。今住んでいる地域の歴史や自然に関して関心を持っている割合、これは続いて2-2-5でございます。

また、地域の清掃活動に参加している割合、2-2-6に表しましたが低く、身近な生活や社会事象に対する関心や関わりが薄いということが、この質問紙では明らかになりました。

後ほど、こちらにつきまして考察を申し上げますたいというふうに思います。

次に、3番に学力調査と生活習慣・学習環境等との関連について、こちらも概要をご説明申し上げますたいというふうに思います。

先ほどもご説明いたしましたとおり、教科の知識に関する調査を基準に置くのではなくて、活用問題と生活習慣・学習環境等との関連について、こちらの方では分析を行いました。

まず、小学校でございます。資料2をご覧くださいながら説明を聞いていただければというふうに存じます。

「総合的な学習の時間の授業では、新しいことを発見できると思う」、また、「総合的な学習の時間で学習したことは、普段の生活や社会に出たときに役立つと思う」、このように回答した生徒は、活用問題の正答率が高い傾向にございました。

また、2番目としましては、「国語の授業で資料を読み、自分の考えを話したり、書いたりし

ている」、もしくは「家の人と学校での出来事について話をしている」というふうに回答した児童は、活用問題の正答率が高い傾向にございました。

次に、中学校の特徴的なデータをご説明申し上げます。

資料3をご覧くださいながら説明を聞いていただければというふうに存じます。

「世の中のいろいろな出来事に興味がある」というふうに回答した生徒は、活用問題の正答率が高い傾向にございました。

また、「国語の授業では、自分の思いや考えを書くことが多い」、「人に理由や手順を説明するときは、筋道を立ててわかりやすく説明するようにところがけている」というふうに回答した生徒は、活用問題の正答率が高い傾向にございました。

裏面に移らせていただきます。

また、小中学校共通の傾向としまして、相関傾向としまして資料5をご覧くださいながらお話を聞いていただければというふうに存じます。

「自分にはよいところがあると思う」、「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童・生徒は、活用問題の正答率が高い傾向にございました。

また、それは特に小学校児童において顕著であるという傾向が表れております。

次に、学力全体、これは知識の問題と活用問題を総合した学力全体というふうにご理解ください。それと、生活習慣、学習習慣との関連についてご説明を申し上げます。

資料6をご覧ください。

こちらちょっと見なれない解析図でございますが、相互の相関につきまして、分布図で表現をしたものでございます。

小中学校共通としまして、「身の回りのことを自分でしている」、「テレビやゲームの時間を家族と決定している」などの基本的な生活習慣が身についている児童・生徒は、学力全体が高い傾向にございました。

この資料6は、先ほどもお話ししましたように分布図で表現しております。この斜めに走っている直線が、傾きが大きいほど相関が高いことを示しております。

また、「新聞やニュース、社会の出来事に興味がある」、「地域の歴史や自然に興味がある」など、社会、地域への関心が高い生徒は相対的な学力が高い傾向にあるというふうな分析結果が出ております。

これまでの結果を総合いたしまして、幾つかの課題が浮かび上がってまいりました。これをこれからご説明申し上げます。

最初に、「知識」に関する調査結果において、学年が上がるにしたがって算数・数学の学力差

が拡大しております。1 ページ目をご覧くださいいただければそれが明らかになっております。

数学の標準偏差をごらんいただければと思いますが、算数のときには杉並区2.9という標準偏差を示しておりましたが、中学校3年生になりますと7.6に開いております。これは、学力差が発達段階に応じて開きつつあるという結果を示しております。もちろん全国的に、全国・東京都と比べればその数値が低いんですけども、その傾向が見られると。

したがいまして、やはり指導法の改善を進める必要があるということが言えるというふうに思っています。

2 番目としましては、家庭や地域社会と連携して、基本的な生活習慣を確立する指導を行う必要があるということでございます。

また、3 番目としましては、社会の出来事や地域の歴史・自然等を題材とした自ら課題を設定し解決する学習」、これは総合的な学習の時間の基本的な考え方でございますが、自らの意見を論理的に書いたり、説明したりする学習を意図的・計画的に取り入れる必要がある。

4 番目としましては、ボランティア体験等の自己有用感を高める活動や、学校行事等における自己効力感を高める工夫を行う必要がある。

このような課題が浮かび上がりました。

これまでご報告申し上げました学力調査の分析、そして課題、これを各校で十分考察し、実際の教育活動に落とし込んでいくということがこれから先求められてまいります。済美教育センターとしましても、各学校についてこの結果を参考にしながら、これから先も指導を充実させていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

**委員長** では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

ちょっとお伺いしたいんですけども、各学校のスクールレターというか新聞とか広報を見ますと、自分の学校の点数と、それから東京都と比較してどうだというそういう書き方で各学校書いてあるんですね。それで、区については書いていないんですね。それは今まで公表しなかったということですか。

**済美教育センター統括指導主事** この分析をどのレベルまで行うかというところを十分に検討しておりました結果、本日5時にホームページで公表するような形になっているところでございます。

**委員長** そうですか。

**教育長** 委員長が言っているのは各学校間の比較がされていないけれどもっていうご指摘ですよね。

**委員長** 都と比較してますので。

**大藏委員** 全部の学校ではありませんけれども、幾つかの学校が、うちの学校はこうでしたと、そして、東京都とはこうでしたと出していますね。

**委員長** だから、区がないんですね。

**教育長** 学校間の比較は、各学校に、自分の学校のデータしかありませんから、学校間の比較はできません、各学校では。

**委員長** だから、言いたいのは区がないという意味だけ。

**済美教育センター所長** それぞれ学校の判断で行っているところで、その判断の中でむしろ東京都と比較した方がという、学校としてのそういう考え方だろうというふうに思います。

こここのところは、私どもも区を比較しなさいというようなお話をしていくということを今後とも考えてございませんので、それぞれ学校がどういうふうに判断していくのかということをやっていたきたいと思っています。

**委員長** 区は公表をしてあるんですか。

**済美教育センター統括指導主事** ホームページ等での結果の公表につきましては、先ほどお話ししましたように、本日5時、客観的なデータについては教育委員会もしくは文教委員会では公表しております。ただ、一般的にはまだ公表しておりません。

**済美教育センター所長** いや、各学校にですね、学校の成績を通知しているわけでしょう。そのときに区全体、杉並区全体の通知してありますか。

**済美教育センター統括指導主事** それは通知してございません。

**大藏委員** だからできないんですね。

**委員長** それをお聞きしていたんですよ、単純な話。

**済美教育センター統括指導主事** 失礼しました。

**委員長** だから、意図的にそれをやられているのかなと思って。

ほかにありますか。これ国の予定というのは、今後どういう予定なんですか。

**済美教育センター統括指導主事** 同様の時期にですね、平成20年につきましては4月に実施というような形で考えております。我々のスタートとしましても、今年度と同様に、区の学力調査を補完するというような形で考えております。

**委員長** 区が今までどおりに行い、それから都も行い、国もやる、受ける人が一番大変なんですけれども、それを、それぞれ特色持たせて、それぞれ考察して、その辺の関連性というか、ないならその辺を国にいろいろ注文つけるとか、いろいろあってしかるべきですね。

**済美教育センター統括指導主事** 区の学力調査の最大の特色は、やはり小学校3年生から中学校

3年生まで全学年を対象として毎年実施をする。経年でその集団の変化を見ることができるとい  
うことが最大の特徴でございます。

東京都の場合は、今年度から活用問題、国でいう活用問題、問題解決学習が全校悉皆になりました。  
それで、知識・理解に関する問題については抽出という形になっております。

国の学力調査につきましては、中学校の3年生と小学校の6年生という、都も国も対象学年が  
限定されておりますので、やはり都・国だけでは全体的な傾向を正確に分析するという事は難  
しい。やはり、我々は今までどおり、区の学力調査を基本に置きつつこの都と国の学力調査を補  
完的に扱っていくということが一番よろしいのではないかと考えているところでござ  
います。

**大藏委員** 私が知っているのはイギリスですけども、イギリスは、全学年について悉皆調査な  
んですね、義務課程は。義務課程っていても、実は今高等学校もそうですけれども、それをや  
っているんですね。そして、すべて公表なんです。各学校の点数が全部出ます。ただ、そこに  
コメントがついておりまして、やっぱり地域性がありますから、イギリスは非常に移民が多いで  
すから、日本なんかと比べまして。インド系の人、パキスタン系の人とか来ているところとい  
うのは、やっぱり英語力が落ちるわけです、移民ですから。だから、国語力は落ちます。国語力が  
落ちると、ほかの算数も社会もやっぱり落ちるんですよ、理解力が下がりますから。それを全  
部出して、ただコメントがついておりまして、この地域はこういう要素があるからほかと少し低  
いか。それから悉皆調査をやって、今のように毎年やっていると、前の2年生が3年生にな  
ったときにどうなったかというのがわかりますから。その追跡調査ができるので、やっぱりそれ  
は毎年全学年やるべきですよ。1年生、2年生はちょっと違うかもしれませんが、3年  
生からというのは、私は妥当だと思います。

ただ、それを今のところはその学校しか公表しないと、周りと比較しないと言うんですけど  
も、それも競争が悪い、すぐ競争になって格差になると言いますが、ちゃんと注をつけて、そし  
て分析をしてやれば、私は学校差があることを認めてもいいんじゃないかと思えます。恐らく校  
長なんかの力で違ってくるわけですから、先生も力を入れて頑張るわけですから。なかなか難し  
いですけどもね。

**済美教育センター統括指導主事** 学力調査は、都も国も区ももちろんですけども、やはり指導  
法の改善というようなところを一番の主眼に置いております関係で、やはりこの調査結果の分析  
をどういうふうに指導法に生かしていくのか、改善に生かしていくのかというところが、やはり  
我々としては最大の活用の目的であるというふうに考えているところでございます。

ご意見ありがとうございました。

**委員長** OECDも出たし、調査結果ばかり出て、一番大変なのは本人だけれども、それにもまして先生のウエートというのはタフになりますから、冒頭あったようないろんな問題もクリアしながらやっていかれたらと思います。あまり早急に結論を求めて、すぐ塾と結びつくとか、そういうのだけはやめてほしいですね。

**宮坂委員** 区ではもちろん当然学校別の数値というのはつかんでいますよね。その優劣というのは、やはり今成績のいい、悪いは、その学校の教育力というふうにストレートに考えているのかどうか。こういう言い方ちょっとどうかと思うんですけども、例えば、塾に行っている子どもの多い区域は、その学校がどうあろうともやっぱり成績がよくなる可能性があるんじゃないかと素人考えに思うんですけども、それが全部学校の力だけによるのか、その辺もやっぱり考慮していろいろ検討されているだろうと思うんですが、どうなのでしょう、その辺のところは。

**済美教育センター統括指導主事** 基本的なスタンスとしまして、学力調査で表れている結果というものは、これが学力の全てを表しているものではないというふうに私ども考えております。また、今委員がご指摘いただいたように、それ以外、学校以外のファクターもさまざまあるというふうに考えておりますので、この結果がイコール学校力であるというような解釈は一切しておりません。

**宮坂委員** 家庭環境というものもあるでしょうしね。

**委員長** では、よろしいですか。

**済美教育センター統括指導主事** どうもありがとうございました。

**委員長** では、本日用意されました議題と報告事項、これですべて終了いたしました。

事務局で何かございましたら。

**庶務課長** 次回の日程ですが、今年12月26日水曜日の定例会につきましては、特に緊急の案件がなければ休会とさせていただきたいと考えております。したがって、今回は、年が明けまして1月9日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

**委員長** では、これもちまして本日の会議を閉じます。どうもありがとうございました。